

D1ライセンス規定

1. D1ライセンス登録

- 1) D1競技会に参加する者は、当該国のD1代表機関に申請して所定のライセンスの発給を受けなければならない。
- 2) D1ライセンス取得者は、当該国のD1代表機関に登録される。
- 3) D1国際ライセンス取得条件は、当該国のD1代表機関がD1事務局に申請・承認された者のみとする。
- 4) D1競技者が保有するD1ライセンスを発行した代表機関の当該国以外の競技会に出場する場合、その競技者（ドライバー）はD1国際ライセンスを発行したD1事務局に国際大会競技者として登録されなければならない。

2. D1ライセンスの期限と失効等

- 1) D1ライセンスの有効期限は毎年1月1日より12月末日までとし、シーズン途中で取得したライセンスも取得年の12月末日まで有効期間とする。
- 2) D1ライセンスはその有効期間が満了する以前に更新手続きをおこなうことで、翌年に有効なライセンスが継続確保され、更新期間を過ぎると新規の取得と同様の扱いとなる。
- 3) D1ライセンスの更新申請は当該国のD1代表機関に申請し、所定の手数料納付を完了することで有効とされる。

3. D1ドライバーズライセンスの種別と取得条件

1) D1国際ドライバーズライセンス

当該国以外の競技会に参加するドライバーは、D1国際ドライバーズライセンスを保有しなければならず、その取得条件は以下のいずれかとする。D1国際ドライバーズライセンスはD1事務局のみが発行でき、各國D1代表機関は、ライセンス発行の申請をD1事務局におこない、その内容を報告しなければならない。

① D1-GPドライバーズライセンス

- a. 前年度D1グランプリシリーズ以下のシリーズ規則に定められたランキング以上の成績を収め、当該国のD1代表機関に申請して認められた者。
- b. 当該国競技会にてシリーズランキング上位者を当該国のD1代表機関がD1グランプリシリーズ参加レベルとして認めた者。このランキングの水準は、事前にシリーズ規則に明記されることが望ましい。
- c. D1事務局が特別に認めた者。

2) D1国内ドライバーズライセンス

D1国内ドライバーズライセンスは、各國D1代表機関が独自に発行することができる、その発行条件は当該国のD1競技会シリーズ規則に定められる。

① D1-Aドライバーズライセンス

国内の全国大会レベルの競技会出場向けのライセンスとして発行される。

② D1-Bドライバーズライセンス

国内の地方戦レベルの競技会出場向けのライセンスとして発行される。

3) 仮ライセンス

D1競技会参加のために、ライセンス講習会を受講し、ライセンス料金の支払いをした者に対して、講習会当日のみ有効のライセンスとして発行される。

4. D1ドライバーズライセンス種別による参加制限

- 1) D1競技会では競技会および選手各層の育成のために、所有するドライバーズライセンスにより競技会毎または競技会シリーズ毎に出場を制限することができる。
- 2) 所有ドライバーズライセンスによる出場制限は、各大会特別規則またはシリーズ規則に定められる。
- 3) D1国際ドライバーズライセンスは、国際競技ライセンスとしてその発行国外でもライセンスとして認められるが、発効国のD1代表機関に国外競技会参加承認申請をおこなうことで発行される国外競技会への参加許可証を保有しなければならない。
- 4) 各国D1代表機関はD1国際ドライバーズライセンス保持者以外にも、国外競技会への参加許可証を発行することができるが、参加対象となる開催国のD1代表機関の了解を得なければならない。
- 5) 国内ライセンスは発給した国内の大会のみ参戦できる（他国のシリーズへの参加は不可）。

カテゴリー ライセンス種類	D1GP (日本のみ)	国内の全国大会 レベルの競技会	国内の地方戦 レベルの競技会
国際 D1-GPライセンス	○	○	◇
国内 D1-Aライセンス	×	○	○
国内 D1-Bライセンス	×	×	○

◇：各國D1代表機関がシリーズ規則で参加可と定めることができる。

5. D1審判員ライセンスの種別

D1事務局は、D1競技会における競技採点、罰則適用、競技運営、抗議への対応等について、D1規則を遵守した標準化と公平公正性の維持向上に資するため、審判員の資格制度を設ける。

1) D1公認審判員ライセンス

D1公認審判員ライセンスは各國D1代表機関が発行する。D1公認格式競技の審判員は、このD1公認審判員ライセンスを保有していかなければならない。

6. D1審判員ライセンスの取得条件と申請

1) 公認審判員ライセンス

D1公認審判員ライセンスは、以下のいずれかの条件を満たすことを条件に、当該国のD1代表機関に申請し、D1代表機関から発行される。D1公認審判員ライセンスを発行した各國D1代表機関は、その内容をD1 ASSOCIATIONに報告しなければならない。

① D1公認審判員ライセンス申請条件

- a. 当該国のD1代表機関が開催する公認審判員講習会を修了した者。
- b. 当該国のD1代表機関から上記条件によらず特別に推薦された者。

② D1公認審判員ライセンス翌年度更新条件

- a. 当該年度にD1国内審判員ライセンスを保有していた者（D1代表機関による発行審査に合格した者）。

7. 国外競技会における審判員役務従事

D1審判員ライセンス保有者は、海外のD1競技会の審判員役務をおこなうことができる。また、D1競技発展のために国外でD1非承認競技会の審判員を務めることができるが、いずれの場合も以下の条件内で運用されなければならない。

-
- 1) D1審判員ライセンス保有者は、国外においてもそのライセンスが適用する格式のD1競技会の審判員役務に就くことができる。但し、事前にライセンス発給者の承認を得るとともに、競技会後に当該者のライセンスを発行したD1代表機関と、そこを経由して**D1事務局**に同ルートで競技会の状況を文書で報告しなければならない。
- 2) D1審判員ライセンス保有者は、D1代表機関の無い国での競技会の審判員役務をおこなう場合には、当該者のライセンスを発行したD1代表機関と、そこを経由して**D1事務局**に競技会の概要を示して承認を得るとともに、競技会後に同ルートで競技会の状況を文書で報告しなければならない。
- 3) D1審判員が上記に違反した場合には罰則が適用される。

D1規則	付則-A	付則-B	付則-C1	付則-C2	付則-D1	付則-D2	付則-E	付則-F
------	------	------	-------	-------	-------	-------	------	------